

平成 2 8 年

第 4 回 定 例 市 議 会

条 例 議 案 等 参 考

阿 久 根 市

議案 番号	件名	ページ
42	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
43	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
44	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
45	阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	19
46	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	21
47	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	28
49	阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
50	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
51	阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について	32

議案第42号参考 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
関係新旧対照表

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>	<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>	<p>（期末手当） 第7条（略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4)（略） 3・4（略）</p>

議案第43号参考 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（給与） 第2条 （略） 2～4 （略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 6・7 （略）	（給与） 第2条 （略） 2～4 （略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 6・7 （略）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（給与） 第2条 （略） 2～4 （略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の <u>155</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 6・7 （略）	（給与） 第2条 （略） 2～4 （略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の <u>150</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 6・7 （略）

議案第44号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）
（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.35</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12～17 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.2</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12～17 (略)</p>

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200

17	<u>161,700</u>	<u>219,600</u>	<u>252,000</u>	<u>292,900</u>	<u>322,000</u>	<u>351,400</u>	<u>400,400</u>
18	<u>163,200</u>	<u>221,300</u>	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>324,000</u>	<u>353,400</u>	<u>402,400</u>
19	<u>164,700</u>	<u>222,900</u>	<u>255,400</u>	<u>297,000</u>	<u>326,100</u>	<u>355,200</u>	<u>404,300</u>
20	<u>166,200</u>	<u>224,500</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>328,100</u>	<u>357,100</u>	<u>406,100</u>
21	<u>167,600</u>	<u>226,000</u>	<u>258,800</u>	<u>301,000</u>	<u>330,000</u>	<u>359,100</u>	<u>408,000</u>
22	<u>170,300</u>	<u>227,700</u>	<u>260,600</u>	<u>303,100</u>	<u>332,100</u>	<u>361,000</u>	<u>409,800</u>
23	<u>172,900</u>	<u>229,300</u>	<u>262,300</u>	<u>305,100</u>	<u>334,100</u>	<u>363,000</u>	<u>411,600</u>
24	<u>175,500</u>	<u>230,900</u>	<u>264,000</u>	<u>307,200</u>	<u>336,200</u>	<u>364,900</u>	<u>413,500</u>
25	<u>178,200</u>	<u>232,200</u>	<u>266,000</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>	<u>366,900</u>	<u>415,300</u>
26	<u>179,900</u>	<u>233,700</u>	<u>267,900</u>	<u>311,100</u>	<u>339,600</u>	<u>368,800</u>	<u>416,800</u>
27	<u>181,600</u>	<u>235,100</u>	<u>269,700</u>	<u>313,200</u>	<u>341,500</u>	<u>370,800</u>	<u>418,300</u>
28	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>271,500</u>	<u>315,200</u>	<u>343,400</u>	<u>372,800</u>	<u>419,900</u>
29	<u>184,800</u>	<u>237,700</u>	<u>273,200</u>	<u>317,100</u>	<u>345,100</u>	<u>374,300</u>	<u>421,500</u>
30	<u>186,600</u>	<u>238,900</u>	<u>275,100</u>	<u>319,100</u>	<u>347,000</u>	<u>376,100</u>	<u>422,800</u>
31	<u>188,400</u>	<u>239,900</u>	<u>277,000</u>	<u>321,200</u>	<u>348,900</u>	<u>377,900</u>	<u>424,100</u>
32	<u>190,100</u>	<u>241,100</u>	<u>278,700</u>	<u>323,300</u>	<u>350,700</u>	<u>379,500</u>	<u>425,300</u>
33	<u>191,700</u>	<u>242,400</u>	<u>280,400</u>	<u>324,700</u>	<u>352,600</u>	<u>381,300</u>	<u>426,500</u>
34	<u>193,200</u>	<u>243,600</u>	<u>282,300</u>	<u>326,700</u>	<u>354,400</u>	<u>382,700</u>	<u>427,800</u>
35	<u>194,700</u>	<u>244,800</u>	<u>284,100</u>	<u>328,600</u>	<u>356,200</u>	<u>384,200</u>	<u>429,100</u>
36	<u>196,200</u>	<u>246,100</u>	<u>286,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,900</u>	<u>385,800</u>	<u>430,300</u>
17	<u>160,200</u>	<u>218,100</u>	<u>250,800</u>	<u>292,200</u>	<u>321,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>
18	<u>161,700</u>	<u>219,800</u>	<u>252,600</u>	<u>294,200</u>	<u>323,400</u>	<u>353,000</u>	<u>402,000</u>
19	<u>163,200</u>	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,500</u>	<u>354,800</u>	<u>403,900</u>
20	<u>164,700</u>	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>327,500</u>	<u>356,700</u>	<u>405,700</u>
21	<u>166,100</u>	<u>224,500</u>	<u>257,800</u>	<u>300,400</u>	<u>329,500</u>	<u>358,700</u>	<u>407,600</u>
22	<u>168,800</u>	<u>226,200</u>	<u>259,600</u>	<u>302,500</u>	<u>331,600</u>	<u>360,600</u>	<u>409,400</u>
23	<u>171,400</u>	<u>227,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,600</u>	<u>362,600</u>	<u>411,200</u>
24	<u>174,000</u>	<u>229,400</u>	<u>263,100</u>	<u>306,600</u>	<u>335,700</u>	<u>364,500</u>	<u>413,100</u>
25	<u>176,700</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>308,400</u>	<u>337,300</u>	<u>366,500</u>	<u>414,900</u>
26	<u>178,400</u>	<u>232,300</u>	<u>267,000</u>	<u>310,500</u>	<u>339,200</u>	<u>368,400</u>	<u>416,400</u>
27	<u>180,100</u>	<u>233,800</u>	<u>268,800</u>	<u>312,600</u>	<u>341,100</u>	<u>370,400</u>	<u>417,900</u>
28	<u>181,800</u>	<u>235,100</u>	<u>270,700</u>	<u>314,600</u>	<u>343,000</u>	<u>372,400</u>	<u>419,500</u>
29	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>272,400</u>	<u>316,600</u>	<u>344,700</u>	<u>373,900</u>	<u>421,100</u>
30	<u>185,100</u>	<u>237,600</u>	<u>274,300</u>	<u>318,600</u>	<u>346,600</u>	<u>375,700</u>	<u>422,400</u>
31	<u>186,900</u>	<u>238,700</u>	<u>276,200</u>	<u>320,700</u>	<u>348,500</u>	<u>377,500</u>	<u>423,700</u>
32	<u>188,600</u>	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	<u>322,800</u>	<u>350,300</u>	<u>379,100</u>	<u>424,900</u>
33	<u>190,200</u>	<u>241,200</u>	<u>279,700</u>	<u>324,300</u>	<u>352,200</u>	<u>380,900</u>	<u>426,100</u>
34	<u>191,700</u>	<u>242,500</u>	<u>281,600</u>	<u>326,300</u>	<u>354,000</u>	<u>382,300</u>	<u>427,400</u>
35	<u>193,200</u>	<u>243,700</u>	<u>283,400</u>	<u>328,200</u>	<u>355,800</u>	<u>383,800</u>	<u>428,700</u>
36	<u>194,700</u>	<u>245,000</u>	<u>285,300</u>	<u>330,300</u>	<u>357,500</u>	<u>385,400</u>	<u>429,900</u>

37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500		37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300		38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100		39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900		40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500		41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200		42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900		43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600		44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	再任	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	用職	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	員以	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	外の	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	職員	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400

58	<u>221,500</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>	<u>443,200</u>											<u>443,200</u>
59	<u>222,300</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>	<u>443,500</u>											<u>443,500</u>
60	<u>223,200</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>	<u>443,800</u>											<u>443,800</u>
61	<u>223,900</u>	<u>277,100</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>	<u>444,100</u>											<u>444,100</u>
62	<u>224,900</u>	<u>278,100</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>												
63	<u>225,700</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>												
64	<u>226,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>												
65	<u>227,300</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>												
66	<u>228,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>												
67	<u>229,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>												
68	<u>230,100</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>												
69	<u>230,800</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>												
70	<u>231,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>												
71	<u>232,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>												
72	<u>232,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>												
73	<u>233,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>												
74	<u>234,400</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>												
75	<u>235,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>												
76	<u>235,700</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>												
77	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>												
78	<u>237,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>												
79	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>												

123	<u>302,800</u>				
124	<u>303,100</u>				
125	<u>303,400</u>				
再任用職員	<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>314,300</u>
					<u>356,000</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	<u>245,200</u>	<u>330,500</u>	<u>395,500</u>	<u>470,600</u>
2	<u>247,700</u>	<u>333,500</u>	<u>398,400</u>	<u>472,900</u>
3	<u>250,200</u>	<u>336,400</u>	<u>401,300</u>	<u>475,100</u>
4	<u>252,700</u>	<u>339,400</u>	<u>404,100</u>	<u>477,400</u>
5	<u>255,000</u>	<u>342,100</u>	<u>406,800</u>	<u>479,700</u>
6	<u>258,800</u>	<u>345,400</u>	<u>409,500</u>	<u>481,900</u>
7	<u>262,600</u>	<u>348,500</u>	<u>412,300</u>	<u>484,100</u>
8	<u>266,400</u>	<u>351,600</u>	<u>415,000</u>	<u>486,300</u>
9	<u>270,000</u>	<u>354,500</u>	<u>417,500</u>	<u>488,300</u>

123	<u>302,400</u>				
124	<u>302,700</u>				
125	<u>303,000</u>				
再任用職員	<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>313,900</u>
					<u>355,600</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	<u>243,300</u>	<u>328,600</u>	<u>394,300</u>	<u>470,100</u>
2	<u>245,800</u>	<u>331,600</u>	<u>397,200</u>	<u>472,400</u>
3	<u>248,300</u>	<u>334,500</u>	<u>400,100</u>	<u>474,600</u>
4	<u>250,800</u>	<u>337,600</u>	<u>403,000</u>	<u>476,900</u>
5	<u>253,100</u>	<u>340,300</u>	<u>405,700</u>	<u>479,200</u>
6	<u>256,900</u>	<u>343,600</u>	<u>408,400</u>	<u>481,400</u>
7	<u>260,700</u>	<u>346,800</u>	<u>411,200</u>	<u>483,600</u>
8	<u>264,500</u>	<u>349,900</u>	<u>414,000</u>	<u>485,800</u>
9	<u>268,100</u>	<u>352,900</u>	<u>416,600</u>	<u>487,800</u>

10	<u>274,000</u>	<u>357,400</u>	<u>420,200</u>	<u>490,400</u>	10	<u>272,100</u>	<u>355,900</u>	<u>419,300</u>	<u>489,900</u>
11	<u>278,000</u>	<u>360,500</u>	<u>422,900</u>	<u>492,500</u>	11	<u>276,100</u>	<u>359,000</u>	<u>422,000</u>	<u>492,000</u>
12	<u>282,000</u>	<u>363,700</u>	<u>425,600</u>	<u>494,600</u>	12	<u>280,100</u>	<u>362,200</u>	<u>424,700</u>	<u>494,100</u>
13	<u>285,800</u>	<u>366,700</u>	<u>428,000</u>	<u>496,700</u>	13	<u>283,900</u>	<u>365,300</u>	<u>427,200</u>	<u>496,200</u>
14	<u>289,800</u>	<u>370,300</u>	<u>430,500</u>	<u>498,800</u>	14	<u>287,900</u>	<u>368,900</u>	<u>429,700</u>	<u>498,300</u>
15	<u>293,700</u>	<u>373,500</u>	<u>432,900</u>	<u>500,900</u>	15	<u>291,800</u>	<u>372,300</u>	<u>432,100</u>	<u>500,400</u>
16	<u>297,600</u>	<u>377,200</u>	<u>435,400</u>	<u>503,000</u>	16	<u>295,700</u>	<u>376,000</u>	<u>434,600</u>	<u>502,500</u>
17	<u>301,400</u>	<u>380,800</u>	<u>437,600</u>	<u>505,100</u>	17	<u>299,500</u>	<u>379,600</u>	<u>436,800</u>	<u>504,600</u>
18	<u>305,000</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,100</u>	18	<u>303,100</u>	<u>382,300</u>	<u>439,200</u>	<u>506,600</u>
19	<u>308,500</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,100</u>	19	<u>306,600</u>	<u>385,100</u>	<u>441,600</u>	<u>508,600</u>
20	<u>312,100</u>	<u>389,000</u>	<u>444,800</u>	<u>511,100</u>	20	<u>310,200</u>	<u>387,900</u>	<u>444,000</u>	<u>510,600</u>
21	<u>315,700</u>	<u>391,900</u>	<u>446,600</u>	<u>512,900</u>	21	<u>313,800</u>	<u>390,800</u>	<u>446,000</u>	<u>512,400</u>
22	<u>319,400</u>	<u>394,500</u>	<u>449,000</u>	<u>514,700</u>	22	<u>317,500</u>	<u>393,400</u>	<u>448,400</u>	<u>514,200</u>
23	<u>322,900</u>	<u>397,100</u>	<u>451,400</u>	<u>516,600</u>	23	<u>321,000</u>	<u>396,000</u>	<u>450,800</u>	<u>516,100</u>
24	<u>326,400</u>	<u>399,500</u>	<u>453,700</u>	<u>518,500</u>	24	<u>324,700</u>	<u>398,600</u>	<u>453,100</u>	<u>518,000</u>
25	<u>329,900</u>	<u>401,800</u>	<u>455,800</u>	<u>520,200</u>	25	<u>328,200</u>	<u>400,900</u>	<u>455,300</u>	<u>519,700</u>
26	<u>332,700</u>	<u>404,100</u>	<u>458,100</u>	<u>522,000</u>	26	<u>331,000</u>	<u>403,200</u>	<u>457,600</u>	<u>521,500</u>
27	<u>335,300</u>	<u>406,400</u>	<u>460,300</u>	<u>523,800</u>	27	<u>333,700</u>	<u>405,500</u>	<u>459,800</u>	<u>523,300</u>
28	<u>337,900</u>	<u>408,700</u>	<u>462,600</u>	<u>525,600</u>	28	<u>336,300</u>	<u>407,800</u>	<u>462,100</u>	<u>525,100</u>
29	<u>340,700</u>	<u>411,000</u>	<u>464,800</u>	<u>527,400</u>	29	<u>339,100</u>	<u>410,200</u>	<u>464,300</u>	<u>527,000</u>

30	<u>342,800</u>	<u>413,100</u>	<u>467,100</u>	<u>529,200</u>	30	<u>341,400</u>	<u>412,300</u>	<u>466,600</u>	<u>528,800</u>
31	<u>345,000</u>	<u>415,100</u>	<u>469,400</u>	<u>531,000</u>	31	<u>343,600</u>	<u>414,300</u>	<u>468,900</u>	<u>530,600</u>
32	<u>347,400</u>	<u>417,200</u>	<u>471,600</u>	<u>532,800</u>	32	<u>346,000</u>	<u>416,400</u>	<u>471,100</u>	<u>532,400</u>
33	<u>349,700</u>	<u>419,300</u>	<u>473,600</u>	<u>534,400</u>	33	<u>348,400</u>	<u>418,500</u>	<u>473,100</u>	<u>534,000</u>
34	<u>352,100</u>	<u>421,200</u>	<u>475,700</u>	<u>536,200</u>	34	<u>350,800</u>	<u>420,500</u>	<u>475,200</u>	<u>535,800</u>
35	<u>354,300</u>	<u>423,200</u>	<u>477,800</u>	<u>537,900</u>	35	<u>353,100</u>	<u>422,500</u>	<u>477,300</u>	<u>537,500</u>
36	<u>356,800</u>	<u>425,200</u>	<u>479,900</u>	<u>539,700</u>	36	<u>355,600</u>	<u>424,500</u>	<u>479,400</u>	<u>539,300</u>
37	<u>359,200</u>	<u>427,200</u>	<u>482,000</u>	<u>541,300</u>	37	<u>358,000</u>	<u>426,600</u>	<u>481,500</u>	<u>540,900</u>
38	<u>361,600</u>	<u>429,200</u>	<u>483,800</u>	<u>542,900</u>	38	<u>360,400</u>	<u>428,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,500</u>
39	<u>364,000</u>	<u>431,200</u>	<u>485,600</u>	<u>544,300</u>	39	<u>362,800</u>	<u>430,600</u>	<u>485,100</u>	<u>543,900</u>
40	<u>366,200</u>	<u>433,200</u>	<u>487,400</u>	<u>545,900</u>	40	<u>365,200</u>	<u>432,600</u>	<u>486,900</u>	<u>545,500</u>
41	<u>368,500</u>	<u>435,100</u>	<u>489,100</u>	<u>547,400</u>	41	<u>367,500</u>	<u>434,600</u>	<u>488,600</u>	<u>547,000</u>
42	<u>369,900</u>	<u>436,900</u>	<u>490,900</u>	<u>548,800</u>	42	<u>368,900</u>	<u>436,400</u>	<u>490,400</u>	<u>548,400</u>
43	<u>371,400</u>	<u>438,600</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>	43	<u>370,400</u>	<u>438,100</u>	<u>492,200</u>	<u>549,800</u>
44	<u>372,800</u>	<u>440,400</u>	<u>494,500</u>	<u>551,500</u>	44	<u>371,900</u>	<u>439,900</u>	<u>494,000</u>	<u>551,100</u>
45	<u>374,300</u>	<u>442,300</u>	<u>496,100</u>	<u>552,700</u>	45	<u>373,400</u>	<u>441,800</u>	<u>495,600</u>	<u>552,300</u>
46	<u>375,700</u>	<u>444,100</u>	<u>497,800</u>	<u>553,700</u>	46	<u>374,800</u>	<u>443,600</u>	<u>497,300</u>	<u>553,300</u>
47	<u>377,200</u>	<u>445,900</u>	<u>499,600</u>	<u>554,700</u>	47	<u>376,300</u>	<u>445,400</u>	<u>499,100</u>	<u>554,300</u>
48	<u>378,700</u>	<u>447,600</u>	<u>501,400</u>	<u>555,700</u>	48	<u>377,800</u>	<u>447,100</u>	<u>500,900</u>	<u>555,300</u>
49	<u>379,900</u>	<u>449,400</u>	<u>503,000</u>	<u>556,700</u>	49	<u>379,100</u>	<u>448,900</u>	<u>502,500</u>	<u>556,300</u>
50	<u>380,900</u>	<u>451,100</u>	<u>504,300</u>	<u>557,600</u>	50	<u>380,100</u>	<u>450,600</u>	<u>503,800</u>	<u>557,200</u>
51	<u>381,900</u>	<u>452,900</u>	<u>505,600</u>	<u>558,500</u>	51	<u>381,100</u>	<u>452,400</u>	<u>505,100</u>	<u>558,100</u>

52	<u>382,800</u>	<u>454,700</u>	<u>506,900</u>	<u>559,400</u>	52	<u>382,100</u>	<u>454,200</u>	<u>506,400</u>	<u>559,000</u>
53	<u>383,800</u>	<u>456,600</u>	<u>508,100</u>	<u>560,200</u>	53	<u>383,100</u>	<u>456,100</u>	<u>507,700</u>	<u>559,800</u>
54	<u>384,700</u>	<u>457,800</u>	<u>509,400</u>	<u>561,100</u>	54	<u>384,000</u>	<u>457,300</u>	<u>509,000</u>	<u>560,700</u>
55	<u>385,600</u>	<u>459,000</u>	<u>510,700</u>	<u>562,000</u>	55	<u>384,900</u>	<u>458,500</u>	<u>510,300</u>	<u>561,600</u>
56	<u>386,500</u>	<u>460,200</u>	<u>512,000</u>	<u>562,900</u>	56	<u>385,800</u>	<u>459,700</u>	<u>511,600</u>	<u>562,500</u>
57	<u>387,400</u>	<u>461,400</u>	<u>513,000</u>	<u>563,800</u>	57	<u>386,800</u>	<u>460,900</u>	<u>512,600</u>	<u>563,400</u>
58	<u>388,300</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,700</u>	58	<u>387,700</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>	<u>564,300</u>
59	<u>389,100</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,600</u>	59	<u>388,500</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>	<u>565,200</u>
60	<u>389,900</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,300</u>	60	<u>389,300</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>	<u>565,900</u>
61	<u>390,600</u>	<u>465,200</u>	<u>516,300</u>	<u>567,200</u>	61	<u>390,100</u>	<u>464,700</u>	<u>515,900</u>	<u>566,800</u>
62	<u>391,100</u>	<u>465,900</u>	<u>517,100</u>	<u>568,100</u>	62	<u>390,600</u>	<u>465,400</u>	<u>516,700</u>	<u>567,700</u>
63	<u>391,500</u>	<u>466,600</u>	<u>518,000</u>	<u>569,000</u>	63	<u>391,000</u>	<u>466,100</u>	<u>517,600</u>	<u>568,600</u>
64	<u>392,000</u>	<u>467,300</u>	<u>518,800</u>	<u>569,900</u>	64	<u>391,500</u>	<u>466,800</u>	<u>518,400</u>	<u>569,500</u>
65	<u>392,300</u>	<u>468,000</u>	<u>519,700</u>	<u>570,800</u>	65	<u>391,800</u>	<u>467,500</u>	<u>519,300</u>	<u>570,400</u>
66		<u>468,700</u>	<u>520,600</u>		66		<u>468,200</u>	<u>520,200</u>	
67		<u>469,400</u>	<u>521,300</u>		67		<u>468,900</u>	<u>520,900</u>	
68		<u>470,100</u>	<u>522,200</u>		68		<u>469,600</u>	<u>521,800</u>	
69		<u>470,500</u>	<u>523,100</u>		69		<u>470,100</u>	<u>522,700</u>	
70		<u>471,200</u>	<u>523,900</u>		70		<u>470,800</u>	<u>523,500</u>	
71		<u>471,900</u>	<u>524,800</u>		71		<u>471,500</u>	<u>524,400</u>	
72		<u>472,600</u>	<u>525,700</u>		72		<u>472,200</u>	<u>525,300</u>	

73	<u>473,000</u>	<u>526,500</u>		73	<u>472,600</u>	<u>526,100</u>	
74	<u>473,600</u>	<u>527,400</u>		74	<u>473,200</u>	<u>527,000</u>	
75	<u>474,300</u>	<u>528,300</u>		75	<u>473,900</u>	<u>527,900</u>	
76	<u>475,000</u>	<u>529,000</u>		76	<u>474,600</u>	<u>528,600</u>	
77	<u>475,400</u>	<u>529,800</u>		77	<u>475,000</u>	<u>529,400</u>	
78	<u>476,000</u>	<u>530,700</u>		78	<u>475,600</u>	<u>530,300</u>	
79	<u>476,600</u>	<u>531,600</u>		79	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
80	<u>477,100</u>	<u>532,500</u>		80	<u>476,700</u>	<u>532,100</u>	
81	<u>477,700</u>	<u>533,300</u>		81	<u>477,300</u>	<u>532,900</u>	
82	<u>478,200</u>	<u>534,200</u>		82	<u>477,800</u>	<u>533,800</u>	
83	<u>478,700</u>	<u>535,100</u>		83	<u>478,300</u>	<u>534,700</u>	
84	<u>479,200</u>	<u>536,000</u>		84	<u>478,800</u>	<u>535,600</u>	
85	<u>479,600</u>	<u>536,800</u>		85	<u>479,200</u>	<u>536,400</u>	
86	<u>480,200</u>	<u>537,700</u>		86	<u>479,800</u>	<u>537,300</u>	
87	<u>480,600</u>	<u>538,600</u>		87	<u>480,200</u>	<u>538,200</u>	
88	<u>481,100</u>	<u>539,500</u>		88	<u>480,700</u>	<u>539,100</u>	
89	<u>481,600</u>	<u>540,300</u>		89	<u>481,200</u>	<u>539,900</u>	
90	<u>482,200</u>			90	<u>481,800</u>		
91	<u>482,800</u>			91	<u>482,400</u>		
92	<u>483,200</u>			92	<u>482,800</u>		
93	<u>483,700</u>			93	<u>483,300</u>		
94	<u>484,300</u>			94	<u>483,900</u>		

95	484,900			95	484,500	
96	485,500			96	485,100	
97	486,000			97	485,600	

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行
(扶養手当)			(扶養手当)	
第6条 (略)			第6条 (略)	
2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。	2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。		2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。	
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）		(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母		(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		(5) 心身に著しい障害がある者	
(6) 心身に著しい障害がある者	(6) 心身に著しい障害がある者		3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。	
3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。		3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。	
4 (略)	4 (略)		4 (略)	
第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨	第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨		第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に第1号に該当する事実が生じた場合においては、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を、任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。	

<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合に於いてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が、月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>場合においては、その</p> <p>事実が生じた日の属する月の翌月（その）日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号</p>	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族でない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が、月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における</p>
--	--

<p>る扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等と同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等と同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p>る扶養手当の支給額の改定</p>
<p>（勤労手当）</p> <p>第11条の5（略）</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>附則</p> <p>1～10（略）</p> <p>11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額</p>	<p>（勤労手当）</p> <p>第11条の5（略）</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>附則</p> <p>1～10（略）</p> <p>11 附則第8項の規定が適用される間、第11条の5第2項第1号に定める額</p>

<p>は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤奨手当減額対象額に 100 分の 1.35 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤奨手当減額基礎額に 100 分の 90 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12～17 (略)</p>	<p>は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤奨手当減額対象額に 100 分の 1.275 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤奨手当減額基礎額に 100 分の 85 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12～17 (略)</p>
---	--

議案第45号参考 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市奨学金貸付基金条例（平成4年阿久根市条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（奨学生の資格）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、大学（大学院を含む。次条において同じ。）及び修業年限2年以上の高等専修学校、専門学校又は職業訓練短期大学校等に<u>在学し、又は入学しようとしていること。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p><u>（奨学金の種類及び額）</u></p> <p>第6条 奨学金は、<u>修学資金及び入学一時金とする。</u></p> <p>2 <u>修学資金は、次の各号に掲げる奨学生に対し、当該各号に定める額以内で貸し付けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>高等学校又は高等専修学校の奨学生 月額9,000円</u></p> <p>(2) <u>高等専門学校、専門学校又は職業訓練短期大学の奨学生 月額18,000円</u></p> <p>(3) <u>大学の奨学生 月額40,000円</u></p> <p>(4) <u>その他の奨学生 月額9,000円</u></p> <p>3 <u>入学一時金は、前項第2号又は第3号の奨学生に対し、学校への入学に際して、1回に限り800,000円以内の額を貸し付けるものとする。この場合において、修学資金の貸付けも併せてできるものとする。</u></p> <p>4 <u>授業料若しくは入学金を免除された者又は他の機関から学資の援助を受ける者に対しては、奨学金の貸付けを行わず、又は前2項の額から当該免除を受けた額若しくは援助を受けた額を差し引いた額の奨学金を貸し付けることができる。</u></p> <p><u>（貸付期間）</u></p> <p>第7条 奨学金の貸付期間は、<u>貸付けを受けた月から奨学生の在学する学校の正規の修業期限までとする。</u></p> <p><u>（奨学金の返還）</u></p> <p>第8条 奨学生は、卒業又は退学したときは、<u>当該卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過し</u></p>	<p>（奨学生の資格）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、大学（大学院を含む。次条において同じ。）及び修業年限2年以上の高等専修学校、専門学校又は職業訓練短期大学校等に<u>在学し</u> <u>ていること。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p><u>（奨学金の額）</u></p> <p>第6条 奨学金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等学校又は高等専修学校の奨学生 月額9,000円以内</u></p> <p>(2) <u>高等専門学校、専門学校又は職業訓練短期大学の奨学生 月額18,000円以内</u></p> <p>(3) <u>大学の奨学生 月額40,000円以内</u></p> <p>(4) <u>その他の奨学生 月額9,000円以内</u></p> <p>2 <u>授業料を免除された者又は他の機関から学資の援助を受ける者に対しては、その額を差し引いて貸し付けることができる。</u></p> <p><u>（貸付期間）</u></p> <p>第7条 奨学金の貸付期間は、<u>貸付けを決定した年度の4月から始まり、奨学生の在学する学校の正規の修業年限を終了する月までとする。</u></p> <p><u>（奨学金の返還）</u></p> <p>第8条 奨学生は、卒業又は退学したときは、<u>次に掲げるところにより、当該貸付けを受けた奨学金を返</u></p>

<p>た日（以下「返還開始日」という。）以後、貸付けを受けた奨学金を返還しなければならない。</p> <p>2 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の方法により、返還開始日から起算して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間内に完了しなければならない。</p> <p>(1) 修学資金の貸付けを受けた場合（入学一時金の貸付けを併せて受けた場合を含む。） 10年</p> <p>(2) 入学一時金のみの貸付けを受けた場合 5年</p> <p>3 前項の場合において、奨学金を返還するときの1回当たりの最低の額は、同項に規定する返還の方法に応じ、別に定めるところによる。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、奨学生は、奨学金の全部又は一部を一時に返還することができる。</p> <p>5 返還する奨学金には、利息を付さない。ただし、正当な理由なく、奨学金の返還を延滞したときは、この限りでない。</p> <p>（返還の猶予又は免除）</p> <p>第9条 市長は、奨学生又は奨学生であった者が、疾病その他の特別な理由により、定められた返還期間内に奨学金の返還が困難なときは、相当の期間その返還を猶予することができる。</p> <p>2 市長は、奨学生又は奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に死亡し、又は心身に著しい障害のある状態となり回復の見込みがないときその他の特別な理由があると認めるときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p>	<p>還しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過した日（以下「返還開始日」という。）から1年以内に返還を開始し、返還開始日から起算して10年以内に返還を完了すること。</p> <p>(2) 返還方法は、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法によること。ただし、奨学生は、その額の全部又は一部を一時に返還することができる。</p> <p>(3) 月賦により返還する場合の最低月額は、貸付けを受けた奨学金総額を120で案分した金額とすること。</p> <p>2 前項の規定により返還する奨学金には、利息は付さない。ただし、正当の事由なく、当該奨学金の返還を延滞したときはこの限りでない。</p> <p>（返還の猶予又は免除）</p> <p>第9条 市長は、疾病その他正当な理由により、定められた返還期間内に奨学金の返還が困難な者については、相当の期間その返還を猶予することができる。</p> <p>2 市長は、奨学生又は奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に死亡し、又は心身に著しい障害のある状態となったときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p>
--	--

議案第46号参考 阿久根市税条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人のの市民税の課税の特例）</p> <p><u>第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受け</u> <u>るべき外国居住者等の所得に対する相互主義</u> <u>による所得税等の非課税等に関する法律（昭</u> <u>和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得</u> <u>相互免除法」という。）第8条第2項に規定</u> <u>する特例適用利子等，外国居住者等所得相互</u> <u>免除法第12条第5項に規定する特例適用利子</u> <u>等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第</u> <u>2項に規定する特例適用利子等については，</u> <u>第33条及び第34条の3の規定にかかわらず，</u> <u>他の所得と区分し，その前年中の外国居住者</u> <u>等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者</u> <u>等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第</u> <u>2項において準用する場合を含む。）に規定</u> <u>する特例適用利子等の額（以下この項におい</u> <u>て「特例適用利子等の額」という。）に対</u> <u>し，特例適用利子等の額（次項第1号の規定</u> <u>により読み替えられた第34条の2の規定の適</u> <u>用がある場合には，その適用後の金額）に100</u> <u>分の3の税率を乗じて計算した金額に相当す</u> <u>る市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には，次に定</u> <u>めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については，同</u> <u>条中「総所得金額」とあるのは，「総所得</u> <u>金額，附則第20条の2第1項に規定する特</u> <u>例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第34条の5から第34条の7まで，第34条</u> <u>の8第1項並びに附則第7条第1項，第7</u> <u>条の3第1項及び第7条の3の2第1項の</u> <u>規定の適用については，第34条の5中「所</u> <u>得割の額」とあるのは「所得割の額及び附</u> <u>則第20条の2第1項の規定による市民税の</u> <u>所得割の額」と，第34条の6第1項前段，</u> <u>第34条の7，第34条の8第1項並びに附則</u> <u>第7条第1項，第7条の3第1項及び第7</u> <u>条の3の2第1項中「所得割の額」とある</u> <u>のは「所得割の額並びに附則第20条の2第</u> <u>1項の規定による市民税の所得割の額」</u> <u>と，第34条の6第1項後段中「所得割の</u> <u>額」とあるのは「所得割の額及び附則第20</u></p>	

条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3. 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項

第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む)

む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び

第7条の3の2第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する

附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する

市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34

市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34

条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項」に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

議案第47号参考 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～9 （略）</p> <p><u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等，同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第11条及び第26条の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と，第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p><u>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第11条及び第26条の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～9 （略）</p>

<p>は「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p><u>12</u> （略）</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p><u>13</u> （略）</p>	<p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p><u>10</u> （略）</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p><u>11</u> （略）</p>
--	---

議案第49号参考 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

- 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿久根市条例第16号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校 <u> </u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)

議案第50号参考 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるとき。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるとき。</p> <p>(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるとき。</p> <p>4（略）</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第4項</u>に規定する額以上であるとき。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第5項</u>に規定する額以上であるとき。</p> <p>(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第5項</u>に規定する額以上であるとき。</p> <p>4（略）</p>

議案第51号参考 阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例関係新旧対照表

- 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）
 （附則第3項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第2条，第6条関係）		別表（第2条，第6条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
<u>(9) 農地利用最適化推進委員</u>	月額 30,000 円		
<u>(10)～(66) (略)</u>		<u>(9)～(65) (略)</u>	